

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等改定について

当金庫は、2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年11月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。また既にお取引のあるお客さまにおきましても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまに関する情報やお取引の目的等を、再度ご確認させていただく場合がございます。また確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

1. 改定日 2019年11月1日(金)より改定

2. 対象となる預金規定等

- 流動性預金に係る共通取引規定
- 当座勘定規定
- 定期預金共通規定
- 定期積金規定
- 外貨普通預金規定
- 外貨定期預金規定

3. 主な改定内容

(例 流動性預金に係る共通取引規定)

○取引の制限等(下線部分が追加箇所)

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出た在留期間が超過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(5)前1項から4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○解約等(下線部分が追加・変更箇所)

(1)(省略)

(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止の項目(この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。)に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤法令で定める本人確認等における確認事項、または、取引の制限等の第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑥取引の制限等の第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

(3)(4)(5)(省略)

○規定の変更(下線部分が追加箇所)

(1)この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で規定を変更する旨および変更内容並びに変更日を公表することにより変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上